

質問回答書

令和8年6月2日

名 称：無線LAN機器（本館及び総合センター）の賃貸借契約

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問事項	回答
1	その他	-	-	賃貸借料のお支払いは、該当月翌月末日の振込払いの認識でよろしいでしょうか。	受注者が翌月10日までに請求を行い、請求後30日以内に本市が支払う想定です。
2	その他	-	-	動産総合保険の付保は必要でしょうか。必要な場合以下ご教授お願いいたします。 ・保険金額が期間通減する一般的なものでよろしいでしょうか。 ・付保対象はハードウェアのみでよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保については、各事業者にてご判断ください。
3	仕様書	8	II 機器納入及び運用に係る工程 - 4 機器の搬入・設置・配線・撤去等 - オ 撤去	満了後のデータ消去・引揚に関して。 ・データ消去は、物件引揚後受注者指定場所での実施でもよろしいでしょうか。 ・現地での作業が必須の場合、本庁一か所にまとめていただいたものを実施する予定でしょうか。 ・解体や取り外し、離線作業等は高槻市様や次期導入業者でご対応いただける認識でよろしいでしょうか。 ・引揚の際、物件は一か所にまとめていただける認識でしょうか、もしくは各設置場所ごとの回収ですか。 ・データ消去対象物件を具体的にご教授ください。 ・物理破壊を実施する場合、データ消去後の写真は必要でしょうか。	・高槻市役所総合センター内でデータ消去作業を行っていただくため、物件引揚後のデータ消去は不可です。データ消去対象の物件については、1箇所に集めます。 ・物件の解体や取り外し、離線作業等については、お見込みのとおりです。 ・1箇所に集めた物件を引揚していただく想定です。 ・ハードディスクやSSD等の記憶装置がデータ消去対象となります。 ・報告書には、データ消去方法の内容が確認できる写真を添付ください。
4	その他	-	-	入札時に封筒は必要でしょうか。必要な場合、封印等指定はありますでしょうか。	必要ありません。
5	仕様書	10	II 機器納入及び運用に係る工程 - 11 保守 - ア 全般	保守に関して、メーカーや売主に委託予定ですが問題ないでしょうか。	問題ありません。
6	その他	-	-	契約書(案)の事前開示は可能でしょうか。	契約書（案）の送付を希望される場合は、電子メールにて送付します。
7	その他	-	-	お客様のご都合により中途解約等発生した場合は、その時点の残債務を一括でお支払いいただける認識でよいでしょうか。	契約解除に係る契約内容については、落札事業者と協議する想定のため、現時点では確定していません。
8	仕様書	8	II 機器納入及び運用に係る工程 - 4 機器の搬入・設置・配線・撤去等 - オ 撤去 - (ア)	賃貸借期間満了後の機器撤去について、配線等は予め貴市にて取り外しを行っていただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	その他	-	-	部品・半導体の調達遅延、メーカー及び販売業者都合の納期遅延等、リース会社の責に起因しない理由により納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じて頂けますでしょうか。	納期遅延に係る契約内容については、落札事業者と協議する想定のため、現時点では確定していません。
10	その他	-	-	契約書（案）を事前に確認させて頂けますでしょうか。また、契約書の内容について別途協議に応じて頂けますでしょうか。	契約書（案）の送付を希望される場合は、電子メールにて送付します。契約書の内容については、落札事業者と協議する想定です。
11	その他	-	-	予算削減等、発注者の都合により解約となった場合、損害金（月額リース料×残期間）のお支払いについて協議は可能でしょうか。	契約解除に係る契約内容については、落札事業者と協議する想定のため、現時点では確定していません。
12	その他	-	-	リース料のご請求について、例えば10月分のリース料は11月にご請求させて頂き、11月末日までにお支払い頂けるという認識でよろしいでしょうか。	受注者が翌月10日までに請求を行い、請求後30日以内に本市が支払う想定です。
13	その他	-	-	動産総合保険の付保を考えておりますが、付保する動産総合保険は期間の経過とともに保険額が通減する一般的（地震、津波、噴火は対象外）なもので宜しいでしょうか。	動産総合保険の付保については、各事業者にてご判断ください。
14	その他	-	-	保守責任についてはメーカー及び納入業者である販売店にあるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	その他	-	-	契約不適合責任についてはメーカー及び納入業者である販売店にあるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	その他	-	-	期間満了後、無償譲渡条件の為、固定資産税は含まない認識で間違いございませんでしょうか。	物件の固定資産税については、各事業者にてご判断ください。
17	仕様書	8	II 機器納入及び運用に係る工程 - 4 機器の搬入・設置・配線・撤去等 - オ 撤去 - (ア)	仕様書8ページオ撤去（ア）について、「契約期間終了後、本調達範囲内の全ての装置・機器について、特に本市から指定がない限り、本市に無償譲渡すること。ただし、指定があったものは納入業者の負担にて撤去すること。」とありますが、撤去するものを事前に教えて頂けますでしょうか。	現時点で撤去品は確定していませんが、サーバ機器及びUPSのハードウェアは撤去いただく想定です。
18	仕様書	24	V その他 - エ	仕様書24ページその他エについて、本件無償譲渡案件となりますがデータ消去及び撤去は受注者の負担で行うことが必要でしょうか。必要な場合、契約終了後とは72か月のリース期間が終了する令和14年9月30日の認識でよろしいでしょうか。また、データ消去を行う際は、機器を1か所に集めて頂けるのでしょうか。	データ消去及び撤去に係る費用は、受注者が負担ください。データ消去は、契約満了日の翌日から撤去日までの期間内に行っていただく想定です。データ消去対象の物件については、1箇所に集めます。